

## 種苗法改正に関する要望意見書

令和2年1月20日から開催されている通常国会で、種苗法改正案が審議されます。政府は、農家が種をとり翌年それを利用する、自家増殖の原則禁止を打ち出し、種苗法を改正するといっています。

これまで種苗法は自家採種を容認する一方で、農林水産省が省令で禁止する農産物などを個別に指定し、品種を拡大してきた経過があります。

もし改正されるなら、農業者にとっては、伝統的な固定種が多く、自家採種してきた自然栽培や有機栽培農家にも不安を広げています。

国連総会が採択した、農民の権利宣言は、種子の自家増殖や販売、利用などは農民の権利と明確に定めています。

国連は、2019年から、家族農業の10年として、家族・小規模農業への支援を各国に呼びかけています。これに賛成した日本政府には、経営支援や担い手育成を積極的に推進する責任があり、伝統的な農業や地域品種など多様な種苗を掘り起こし、広げることにこそ援助すべきです。

よって、国及び関係機関におかれましては、自家増殖について試験研究等の機関はもとより農業者並びに消費者の声を広く聞き、種苗法を慎重審議するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長